



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

507	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(危機管理消防課).....	1
508	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
509	〃	(〃).....	2
510	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
511	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	2
512	〃	(〃).....	2
513	〃	(〃).....	3
514	〃	(〃).....	3
515	〃	(〃).....	3
516	〃	(〃).....	3
517	〃	(〃).....	4
518	〃	(〃).....	4
519	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
520	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
521	〃	(〃).....	5
522	道路の供用開始	(〃).....	5

告 示

和歌山県告示第507号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務並びにこれらの免状の作成に係る業務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3019900012	串本町社会福祉協議会居宅介護事業所	東牟婁郡串本町サング台783-7	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サング台783-7	令和6.4.30

和歌山県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200121	田辺市社会福祉協議会中辺路事業所	田辺市中辺路町栗栖川329番地の1	重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号	令和6.5.10

和歌山県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610536	まごころランド	有田郡有田川町下津野807-1	短期入所（単独型）	特定なし	社会福祉法人千翔会	有田郡有田川町上中島859-1	令和6.5.1

和歌山県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
スマイル薬局有田店	有田市箕島61-5 ABCビル202号室	—	清水洋育	令和6.4.1

和歌山県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
しろ薬局	田辺市湊41番28号	—	横山知広	令和 6.4.1

和歌山県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
薬局スーパードラッグキリン下万呂西店	田辺市下万呂560-1	—	近藤宏興	令和 6.5.1

和歌山県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
バイオレット調剤薬局	紀の川市花野496-24	—	林玲菜	令和 6.5.1

和歌山県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社Helio	和歌山市有本180-17	訪問看護ステーションひだまり	令和 6.4.1

和歌山県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人殿最会みながクリニック	和歌山市友田町4-18	池田健太郎	令和 6.4.1

和歌山県告示第517号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
たけのこ薬局	橋本市光陽台一丁目5-16	岡隆志	令和 6.4.1

和歌山県告示第518号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社アルク	日高郡みなべ町山内字西魚崎1444番地	訪問看護ステーションアルク	令和 6.4.1

和歌山県告示第519号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登 録 番 号	登 録 年 月 日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6039			令和 6.4.22	京都府京都市左京区一 乗寺花ノ木町22番地 エスパス一乗寺500号	株式会社佐々木 代表取締役 丸山政行	木材	田辺市東陽14-C-108
6040			令和 6.4.22	京都府京都市右京区西 院西矢掛町18番10	JiroBay Forestry株式会 社 代表取締役 丸山政行	木材	田辺市東陽14-C-108

和歌山県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町玉置口字湯谷20番10地先から同市熊野川町玉置口字湯谷202番2地先まで	旧	4.84 } 11.58	1,112.00	田戸隧道 L=839.00

和歌山県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字明王寺字明王寺原342番3地先から同町大字明王寺字明王寺原342番3地先まで	旧	6.00 } 6.45	37.88	
同上	新	6.45 } 8.17	37.88	

和歌山県告示第522号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字明王寺字明王寺原342番3地先から同町大字明王寺字明王寺原342番3地先まで

供用開始の期日 令和6年5月14日